

# 日本泌尿器科学会 専門医制度審議会規則

制定 1991年4月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会専門医制度審議会（以下「審議会」という。）と称する。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第2条 審議会は一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、専門医制度に関する諸問題を担当する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 泌尿器科専門医（以下専門医と略す）、泌尿器科指導医（以下指導医と略す）、および泌尿器科専門医教育施設（以下専門医教育施設と略す）を認定するとともに、本制度の維持を図り、これに関する諸問題を検討する。
- (2) 専門医に関して従来は学会の定めた細則に則り専門医の認定および更新を行ってきたが（これを学会認定専門医と称す）、2022年4月からは一般社団法人日本専門医機構の定める基準に則り日本専門医機構認定泌尿器科専門医（以下機構認定専門医）の認定および更新に関わる作業を行う。2016年4月から2021年4月の専門医の更新に関しては移行措置期間を設ける。
- (3) 審議会は申請書類等によって、申請者の専門医、指導医または専門医教育施設としての適否を審査し、審査の結果を学会に報告し、学会は、審議会および学会の連名で、日本専門医機構に報告する。
- (4) 審議会は専門医認定試験について、問題作成等一部の作業については、日本泌尿器科学会専門領域委員会、教育委員会等に委託することができる。
- (5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

## 第3章 構成および委員

(構成)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事4名
- (2) 各地区の正会員から選出された20名
- (3) その他、審議会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるほか、会務を総括する。

3 委員長は、審議会の運営を円滑にするため、業務の一部を地区委員会に委託する。地区委員会については別に定める。

4 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

5 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

#### 第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

第12条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は2000年6月8日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は2006年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は2007年4月16日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は 2010 年 4 月 29 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は 2012 年 4 月 23 日から施行する。ただし第 7 条、第 8 条、第 9 条の専門医認定に関する改定規定は 2017 年度専門医認定に関する申請時より適用し、第 10 条の専門医認定更新に関する改定規定は 2022 年専門医更新に関する申請時より適用する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則は 2013 年 4 月 27 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016 年 3 月 30 日から施行する。

- 1 規則書式変更に伴う修正。
- 2 新専門医制度への移行に伴う内容修正、追記。
- 3 規則書式に当てはまらない記載事項の細則への転記。

#### 附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2017 年 9 月 25 日から施行する。

- 第 3 条 (2)(3) 専門医機構の基準による専門医の認定・更新への切り替え年を 2011 年から 2012 年へ変更したことによる記載変更。審査結果報告手順の変更。
- (4) 専門医資格試験を専門医認定試験へと名称変更。